

### (3) 期日・会場

地 区	期 日	会 場
北 北 県	9月21日	福島西女子高校
南 南 県	同上	郡山女子高校
津 津 会 浜	9月22日 同上	若松女子高校 原町高校

### (4) 講師・助言者

高等学校教育課長、主幹、指導主事

### (5) 講習内容

学習指導技術の改善

### (6) 研究協議主題

「授業研究をどのように進めてきたか」について  
参加者は、ざら紙一枚にまとめ、研究協議の資料とする。

### (7) 参加者

各県立学校教職員のうち、教科主任またはこれに準ずる者各校2～3名。(新採用者を除く)

〔注〕

学習指導法講習会は、44年度までは対象を〔経験の浅いもの〕としていたが、45年度は職場に、講習会の趣旨を伝達徹底を図るため、参加者を教科主任またはこれに準ずる者とした。

## 2. 教科指導法研究学校

### (1) 目的

本県県立学校生徒の学力向上を図るため、特に各教科の学習指導に關する研究を通して、現職教育の充実の観点に立った実践的研究を委嘱する。

なお、その研究成果を広く県内各学校に普及し、本県生徒の学力向上に資する。

### (2) 研究期間

昭和45年4月から昭和46年3月までの1年間とする。なお、年度末に提出される「研究成果についての報告書」に基づいて、研究成果を印刷し、各高等学校に配布する。

### (3) 研究学校、教科、科目数

10校 10教科 11科目

### (4) 研究主題

「各教科学習指導法の改善」

各学校、各教科(科目)に共通するものとして、上記の主題を設定するが、実際の研究にあたっては、研究学校指定の目的に沿って、各学校、各教科(科目)の実情に即し、具体的な小テーマを設けて研究する。

### (5) 各校の研究教科(科目)および研究テーマ

#### ① 福島商業高等学校

商業

「商業科学習指導法の改善」

#### ② 保原高等学校

理科

「思考過程を重視した指導法の研究」

#### ③ 白河女子高等学校

芸術(美術)

「発達段階にみられる絵画についての好みの実態」

家庭

「ホームプロジェクトの指導について」

#### ④ 白河農工高等学校

農業

「農業科における学習指導法の改善」

#### ⑤ 船引高等学校

外国語

「主体的学習による英語指導の改善について」

#### ⑥ 若松女子高等学校

数学

「普通科における数学の教材の精選とその指導法について」

#### ⑦ 会津工業高等学校

工業

「工業科学習指導法の改善」

#### ⑧ 田島高等学校

社会

「生徒の実態に即した学習指導法の改善について」

#### ⑨ 磐城高等学校

国語

「古典乙II(漢文)における句法の指導について」

#### ⑩ 磐城女子高等学校

芸術(音楽)

「器楽指導上の問題点」

## 第5節 道徳教育・生徒指導

### Ⅰ 道徳教育

各学校ならびに関係機関の努力によって、道徳の時間の充実した指導がみられるようになった。特に、道徳教育研究指定校を中心とする実践的研究はすぐれた実績をおさめ、本県の道徳教育の推進に多大の貢献をしている。

#### (1) 指導の重点

##### ① 学習指導要領をよく理解し、道徳教育の全体計画を整備して、全教育活動で行なう道徳教育を充実する。

ア. 道徳教育の全体計画について、全教職員の共通理解をはかる。

イ. 学校教育の目標をふまえ、道徳教育の目標と道徳の時間の指導目標を明確にする。

ウ. 道徳教育の方針、各学年の目標、各学年の指導の重点を、児童・生徒の実態、学校や地域の実情に即そう即応したものにする。

エ. 教育課程における道徳の時間の位置づけを明確にするとともに、その指導をいっそう充実する。

オ. 教育課程の各領域と、教育課程以外の教育活動で行なわれる道徳教育の進め方や関連を明確にする。

カ. 社会や家庭における道徳教育と、学校における道徳教育が、一貫性をもって行なわれるように具体的施策をたてて強力に推進する。

キ. 学校が人間形成の場として真にふさわしい環境に整備する方針を確立する。

##### ② 全体計画との関連をはかりながら、年間指導計画を改善する。